

# 税がささえるみんなの暮らし

## 納期内納税にご協力を

県税（自動車税など）・市税（固定資産税、市県民税、国民健康保険税など）の納付はお済みでしょうか。まだ納税が済んでいない方は、県税事務所（自動車税）、市役所（固定資産税、市県民税、国民健康保険税など）、またはお近くの金融機関でできるだけ早く納付をお願いします。

税金は、納税者の皆さんが納期限内に納めていただくものですので、納期限内の納付にご協力下さい。納期限を過ぎても納付いただけない場合、督促手数料や延滞金を納付してもらうことになったり、差し押さえなど滞納処分の対象となります。

### 【滞納処分】

滞納処分は、税の公平性を保つため行われており、その手順は次のとおりです。

■納期限までに納税されない方

■督促状・催告書の送付

■滞納処分



△自動車のタイヤロックを使用した差し押さえ例▽

滞納処分とは、納税義務者の所有する財産について、金融機関への預貯金調査や勤務先への

給与照会などにより把握し、差し押さえをすることです。（預貯金・給与・不動産・自動車のタイヤロックなど）

### 【納期限を過ぎている税金】

- ・自動車税 全期
- ・軽自動車税 全期
- ・固定資産税 第1・2期
- ・国民健康保険税 第1期
- ・市県民税 第1期

※8月19日現在

### 【納税相談のご案内】

事情により市税の納期限内での納付が困難な場合や納付方法などについての相談は、お早めに税務課収納対策室までご連絡下さい。



### ◆問い合わせ先◆

#### ◎県税に関すること

（自動車税、不動産取得税、個人・法人事業税）

土浦県税事務所 収納第1・2課

☎029-822-7208

#### ◎市税に関すること

市役所伊奈庁舎

☎58-2111

・税務課

市民税係（市県民税、軽自動車税）

内線1132～4

固定資産税係（固定資産税）

内線1131、1136～7

収納対策室（収納）

内線1140～4

・国保年金課（国民健康保険税）

内線1181～7、1189

## くらしのQ & A

### 排水管の清掃

Q

突然訪ねてきた業者に「1年に1度は必ずやらなければならない」と説明され、排水管の清掃を依頼した。5分ほどの清掃で、2万円を支払った。後から市役所に問い合わせ、清掃は義務ではないと知ったので返金して欲しい。（70代・男性）

A

排水管や排水ますは汚れやすい場所です。排水管の詰まりを防ぐためには、定期的な清掃が必要となりますが、法律などで義務付けられたものではありません。業者の中には「しなければならぬ」「皆さんにやってもらっている」とあたかも義務であるような説明をして、契約を迫るところもあります。突然の勧誘を受けた場合には、作業内容や価格をよく聞き、考えたうえで依頼しましょう。

### 義務ではない

訪問販売の契約では、契約書面が渡された日から8日以内であれば作業が終了していたとしても、クーリング・オフを申し出ることができません。クーリング・オフをすると契約は初めから無かったことになり、支払ったお金は返金されます。クーリング・オフの方法など、不明な点は市消費生活センターへお問い合わせください。

問 市消費生活センター  
（谷和原庁舎1階） ☎  
25-3288